

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時 令和3年9月14日(火) 14:00～17:30

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 3名(岩橋培樹、上江洲純子、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 3名(垣花尚、當眞正武、又吉宏宜 敬称略)

使用者代表委員 3名(嘉手川力、黒島安隆、玉那覇紀宏 敬称略)

4 議題

(1) 金額提示・調整

(2) その他

5 議事要旨

(1) 公益代表委員が、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれと改正金額提示の調整を行った。

労働者側：現行835円を20円引上げ855円の提示をした後、その後の調整で18円引上げ853円を提示。

使用者側：現行835円を12円引上げ847円の提示をした後、その後の調整で15円引上げ850円を提示。

最終調整により、現行835円から18円引上げ853円とすることを全会一致で結審。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、沖縄地方最低賃金審議会会長あて報告案及び沖縄労働局長あて答申案が作成、確認され、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について沖縄労働局長に答申された。

(2) 事務局から、発効日関係の手続き及び本日の結果について、沖縄地方最低賃金審議会委員15名に速やかに報告する旨説明が行われた。

以上

5 議事要旨(1)



沖地最審新専第2号
令和3年9月14日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会
部会長 上江洲 純子

沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月6日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
部会長代理	西村 オリエ	弁護士
	岩橋 培樹	琉球大学国際地域創造学部教授

労働者代表委員

垣花 尚	宮古毎日新聞労働組合副委員長
當 眞 正 武	琉球新報労働組合副執行委員長
又 吉 宏 宜	沖縄タイムス労働組合書記長

使用者代表委員

嘉手川 力	(株)沖縄建設新聞専務取締役
黒島 安隆	(株)八重山毎日新聞社取締役会長
玉那覇 紀宏	沖縄県経営者協会総務部長兼企画調査部長

5 議事要旨(1)

別紙

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議経過

1. 第1回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和3年8月31日(火))
 - ・ 部会長及び部会長代理の選出
 - ・ 沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程の承認
 - ・ 沖縄県新聞業最低賃金基礎調査結果報告

2. 第2回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和3年9月7日(火))
 - ・ 沖縄県新聞業最低賃金基礎調査結果報告
 - ・ 改正額の提示、調整
 - 労働者側 現行835円を30円引上げ865円の提示をした後、その後の調整で24円引上げ859円を提示
 - 使用者側 現行835円の現状維持を提示した後、その後の調整で10円引上げ845円を提示

3. 第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会(令和3年9月14日(火))
 - ・ 改正額の提示、調整及び結審
 - 労働者側 現行835円を20円引上げ855円の提示をした後、その後の調整で18円引上げ853円を提示
 - 使用者側 現行835円を12円引上げ847円の提示をした後、その後の調整で15円引上げ850円を提示
 - 現行835円から18円引上げ853円とすることを全会一致で結審。
 - 最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、沖縄労働局長に答申。

5 議事要旨(1)



沖地最審第5号
令和3年9月14日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月6日付け沖労発基0806第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

5 議事要旨(1)

別紙

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 853円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり